

令和 7 年度



いじめ防止基本方針

I	はじめに	・ ・ ・ ・ ・	P 1
II	本校のいじめ問題に対する基本姿勢		
III	いじめの定義		
IV	組織		
V	いじめの未然防止	・ ・ ・ ・ ・	P 2
VI	いじめの早期発見	・ ・ ・ ・ ・	P 4
VII	いじめの対応	・ ・ ・ ・ ・	P 6
VIII	重大事態への対応	・ ・ ・ ・ ・	P 7
IX	研修	・ ・ ・ ・ ・	P 8
X	P D C A サイクル	・ ・ ・ ・ ・	P 8

さいたま市立上小小学校

令和 7 年 4 月

令和7年度 さいたま市立上小小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の学校教育目標「心豊かな子 進んで学ぶ子 健康な子」を実現するため、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「さいたま市立上小小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 すべての教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない校風を醸成する。
- 2 いじめられている児童の早期発見に努め、いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- 3 日々の授業を充実するとともに、生命尊重「いのちの支え合い」や教師自らの体験を語ることなどを通して、「希望をはぐくむ教育」を推進する。
- 4 児童一人ひとりの自己存在感を高め、児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 5 いじめの早期解決に向けて、学校が組織的・機動的に対応するとともに、保護者、地域及び関係機関と連携・協力して、いじめの防止及び事後指導にあたる。
- 6 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会（生徒指導委員会）にて適正に判断する。

IV 組織

- 1 いじめ対策委員会(「いじめ防止対策推進法」第22条)
 - (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
 - (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別活動主任、養護教諭、

特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、PTA会長、学校運営協議会委員、桜木中学校長

※必要に応じて、公認心理師、臨床心理士、学校生活指導員、個別サポート指導員、警察関係者等、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 会 議

- ア 定例会 年間2回程度(6月と11月)→第1、2回学校運営協議会を兼ねる
- イ 校内委員会 毎月1回程度(生徒指導委員会と兼ねて開催)
- ウ 臨時会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

(4) 内 容

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童、保護者、地域等に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れと集約
- オ 発見されたいじめ事案への対応
- カ 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目 的 いじめをしない、許さない意識を高め、児童の側からの主体的な取組を企画・実行するため、子どもいじめ対策委員会を設置する。
- (2) 構成員 計画委員
- (3) 時 期 各月1回程度(委員活動日に開催)
- (4) 内 容 ・仲間意識を高める児童会活動の企画・立案・実施
・いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施

V いじめの未然防止

1 希望をはぐくむ教育の推進を通して

教職員の英知を結集し、「よさを見つけ、よさを認め、よさを伸ばす」の実現を図る教育課程を編成・実施する。

- (1) 目指す子ども像 <希望にあふれ笑顔いっぱいの子ども>
 - 思いやりのある子
 - 学びの好きな子
 - 心身ともに健康な子
- (2) 目指す教師像 <子どものために学び続ける教師>
 - 子どもや保護者の心情を察することのできる教師
 - 子どものSOSを見逃さない教師
 - 「学びのポイント」に基づいた授業のできる教師
「学びの自律化」「学びの個別最適化」「学びの探究化」の実現

(3) 目指す学校像 <通いがいい・通わせがよい、働きがよいがある学校>

- 安心して、学ぶ喜びや友達と関わる楽しさが味わえる学校（児童）
- 保護者や地域から信頼される学校（保護者・地域）
- 健康で、ともに磨き合いながら成長できる学校（教職員）

2 道徳教育の充実を通して

学習指導要領総則第1 教育課程編成の一般方針に基づき、道徳教育の充実を図る。

(1) 教育活動全体を通して

- ・ 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任を中心に、全教師の協力体制を整える。
- ・ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- ・ 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童の実態を踏まえ、次の内容について取り組む。

- ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・ 校長等による講話
- ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・ 学校だよりやPTA広報誌等による家庭や地域への啓発活動
- ・ あいさつ運動の実施。

4 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業の計画的な実施

- ・ 「いじめ撲滅強化月間」に、構成的グループエンカウンター等のエクササイズを実施し、温かな人間関係を醸成する。
- ・ 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」等のロールプレイを計画的に繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となる力に気付き、その定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 「人間関係プログラム」を活用した直接体験の場や機会の設定

- ・ 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童（生徒）が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用

- ・ 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな学級づくりを実現し、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

全学年で「いのちの支え合い」を学ぶ授業について、指導計画に位置付け実施する。

- ・ 第1学年 「困ったときは言ってみよう」
- ・ 第2学年 「困っている友達の力になろう」
- ・ 第3学年 「いやな気持ちを伝えよう」
- ・ 第4学年 「友達の助けになろう」
- ・ 第5学年 「悩みと上手に付き合おう」 養護教諭とのT.T.
- ・ 第6学年 「友達のよい相談相手になろう」 さわやか相談員とのT.T.

6 メディアリテラシー教育を通して

「スマホ・タブレット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しく携帯電話やインターネットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- ・ 第6学年 「携帯・インターネットの正しい使い方を知ろう」
※必要に応じて、学校公開日に実施し、保護者への啓発を行う。

7 人権教育月間の取組

- ・ 人権作文を書く。
- ・ 人権標語を書く。
- ・ 道徳一斉授業：学級・学年等で人権教育をテーマに道徳の授業を実施する。

8 異学年交流

- ・ 交流学級による集団遊び
- ・ 1,2年交流学习
- ・ 5,6年交流球技会

9 保護者との連携を通して

- ・ いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- ・ 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- ・ 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

10 さいたま市スクールロイヤー活用事業を通して

(1) いじめの予防教育 (R7.4月実施)

- ・ 児童が、スクールロイヤーによる特別講義を受け、いじめをなくするためにはどのような行動をとるべきかについて学ぶ。

(2) 教職員向け研修会 (R7 夏季休業中実施予定)

- ・ 教職員が、スクールロイヤーによる研修会を受け、いじめ等の学校で起こる様々な問題に教職員がどのようにかかわるべきかについて学ぶ。

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童観察

(1) 朝の健康観察、おはようメーターの活用

一人ひとりの児童の表情や声の調子を確認するとともに、おはようメーターの結果も踏まえ、その日の児童の様子を多面的に観察する。

(2) 授業中

授業への参加態度、表情、発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。また、学級全体の児童の様子や雰囲気の変化を的確に把握するように努める。

(3) 休み時間、給食・清掃時間等

孤立している子がいないか、嫌がることをされている子がいないかなど、できるだけ現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。

ーささいな変化も見逃さず、いじめであるかどうかの判断は、組織的に行うー

- 発表したとき、嘲笑やからかいが起きる。
- ボール運動の時、パスがまわってこない。
- 実験道具等を一人で片付けている。
- ミシン等の道具の順番がなかなかまわってこない。
- 給食の時、机が離されている。
- 掃除の時、机がいつまでも運ばれない。
- 特に用事がないのに、職員室や保健室によく来る。
- 他の児童より早く登校する。
- 遅刻や欠席が多くなる。
- うつむきがちで視線を合わせようとしない。
- 物を隠される。
- 教科書等に落書きされる。など 〈いじめ要注意サインに留意する〉

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施

年間3回(4月、9月、1月)

※必要に応じて随時実施

(2) アンケート結果の集約

アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。

(3) アンケート結果の活用

アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図り、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容(児童の様子も含む)」か記録、保存する。

3 「いじめに係る状況報告」の報告

- (1) いじめに関する簡易アンケート(原則 無記名式アンケート、保護者アンケートを実施する場合は記名式アンケート)を機会と捉えて実施し、毎月の「いじめに係る状況報告」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、教育委員会に速やかに報告するとともに、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間及び教育相談日の設定

教育相談週間及び教育相談日を設定し、保護者が相談できる体制を整える。

- ・教育相談週間、教育相談日 每学期(6月、9月、1月)、2週間程度の期間を設け、行う。

※ 教育相談週間及び教育相談日に関わらず、毎日が教育相談日であることを保護者会等で周知する。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 年間1回(10月) ※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童及び保護者と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

6 地域からの情報収集

- ・ いじめ対策委員会の構成員に地域の方を位置付ける。
- ・ 青少年育成会や社会福祉協議会等、地域の会合に出席して情報の収集を図る。
- ・ 放課後チャレンジスクールや土曜チャレンジスクールの指導員、防犯ボランティア等と連携し、児童に係る情報の収集に努める。
- ・ 桜木地区、三橋地区生徒指導連絡会で情報の共有化を図る。

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 1 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、いじめ対策委員会を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
- 2 教頭は、校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
- 3 教務主任は、校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。
- 4 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。

- 5 学年主任は、当該学年の児童の情報収集を行う。また、必要に応じて、担任とともに、複数で、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 6 いじめの詳細な内容を次年度の学年職員に確実に申し送りができるように、確実に記録を残し、担任、学年主任、管理職が必ず点検し、引継ぎ漏れがないようにする。
- 7 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめの疑い 情報伝達シート」や「いじめ通報受理票」の周知・集約・情報の共有を行う。
- 8 教育相談主任は、アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 9 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 10 養護教諭は、いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。
- 11 スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- 12 スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 13 さわやか相談員は、養護教諭等とともに児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 14 保護者は、家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。
- 15 地域住民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。
 - 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - 2 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・ 欠席の期間は、年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - 1 いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

2 校長は、いじめ事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

○ 重大事態の調査の主体については、教育委員会が判断し、次の対応を行う。

1 学校が調査主体となる場合

- ・ 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・ 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会)を設置する。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ・ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ・ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

2 教育委員会が調査主体となる場合

- ・ 校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、次の研修を行う。

1 職員会議

- ・ 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- ・ いじめに係る情報交換
- ・ 取組アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- ・ 指導方法の改善に係る研修・・・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る授業、コミュニケーション力向上を図る授業、授業規律等
 - ・ 児童理解に係る研修・・・・・・生徒指導、教育相談、特別支援教育等
 - ・ 情報モラルに係る研修
 - ・ 「ネットいじめ」に係る研修の適宜実施
 - ①ねらい：「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
 - ②回数：年に数回
 - ③DX推進部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。
- その他必要に応じて研修を実施する。

X PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定

- ・ 検証を行う期間は、各学期とする。

2 いじめ対策委員会・校内研修会等の開催時期の決定

- ・ いじめ対策委員会の開催時期 6月、11月
- ・ 校内研修会等の開催時期（講師：指導主事、スクールロイヤー） 4月、 8月

令和7年度 上小小学校いじめ防止基本方針 主な取組予定一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○					○				○		
	簡易アンケート				休み前アンケート		なかよしの種		簡易アンケート	休み前アンケート			休み前アンケート
	保護者アンケート							○					
	教育相談日	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	教育相談週間（なかよし相談）			○			○				○		
	面談	○					○						
	学級懇談会	○			○					○		○	
	いじめ撲滅強化月間			○									
	人間関係プログラム	○					○				○		
	「命の支え合い」を学ぶ授業			4・5・6年	3年				1・2年				
	スクールロイヤーによる特別講義	○											
	児童会の取組 （交流学級・キャンペーン）			○	○				○	○		○	○
	人権教育取組・研修	研修		人権月間		研修					人権冊子作成	研修	
	携帯安全教室								○				
係る取組 PDCAに	職員会議	基本方針理解					基本方針確認	評価アンケート	アンケート結果検討			基本方針見直し	
	研修	児童理解				事例研修						児童理解	
	啓発	HP		学校だより				学校だより				新入児説明会	
係る取組 PDCAに	いじめ対策委員会	○ （校内）	○ （校内）	◎	○ （校内）		○ （校内）	○ （校内）	◎	○ （校内）	○ （校内）	○ （校内）	○ （校内）
	児童委員会等（児童会）	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	家庭・地域の連携組織			○					○			○	